

1 明細書の用途…この明細書は、分割法人(2以上の市町村に事務所等を有する法人のこと。事業年度途中で事務所等所在地を市町村間で移転した法人も含まれます。)が主たる事務所等所在地の市町村長に第20号、第20号の2の各様式の申告書を提出する場合にその申告書に添付して1通を提出します。

※市町村内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

2 分割法人の法人税割の計算について…分割法人の場合、課税標準となる法人税額に直ちに税率を乗じるのではなく、まず課税標準の額を当該分割法人の事務所等が所在する関係市町村間で分割し、その分割後の額に税率を乗じて法人税割の計算を行います。関係市町村間で分割を行う基準には、「従業者数」を用います。分割の計算は「従業者数」の割合により行います。

課税標準の額(法人税額) → A市分の分割後の額(課税標準の額÷全従業者数×A市分の従業者数) × A市の税率 = A市分の法人税割額
→ B市分の分割後の額(課税標準の額÷全従業者数×B市分の従業者数) × B市の税率 = B市分の法人税割額

この明細書は、分割法人の法人税割の計算のうち、課税標準の額を分割する部分までを記載するものです。

3 各欄の記載のポイント

金額は1円単位まで記載し、「000」の印刷がある欄は端数金額を切り捨てて記載してください。通算法人等(通算法人と通算法人であった法人(第20号様式別表1を提出する法人に限ります。))、連結法人等(連結法人であった法人(第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。))の場合、①～④の欄は記載せず、それぞれ第20号様式別表1又は別表1の3に記載します。また、市町村内に恒久的施設を有する外国法人の場合、①～④の欄は記載せず、第20号様式別表1の2に記載します。

欄	記載のしかた
①～④の欄	①の欄 対応する第20号様式の申告書の①の欄の額を記載します。 ()内は対応する第20号様式申告書の①の欄の()内の額を記載します。 ②の欄 対応する第20号様式申告書の②の欄の額を記載します。 ③の欄 対応する第20号様式申告書の③の欄の額を記載します。 ④の欄 対応する第20号様式の④の欄の額、又は第20号の2様式の①の課税標準欄の額を記載します。
⑤の欄	(1) 第20号様式の申告書を提出する通算法人等は第20号様式別表1の④の欄の金額を、連結法人等は、第20号様式別表1の3の⑦の欄の金額を、通算法人等、連結法人等以外の法人は、①+②-③+④の金額を、市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、第20号様式別表1の2の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載します。 この欄の金額を第20号様式の⑤の課税標準欄に転記します。 (2) 第20号の2様式の申告書を提出する法人は、④の金額を記載します。
事務所又は事業所	法人の全事務所等を記載します。同一市町村内の事務所等ごとに並べます。
分割基準及び分割課税標準額	「 従業者数 」の欄には、当該法人の事務所等に勤務すべき者で給与等の支払いを受けるべき者の人数(非常勤の重役、顧問、派遣労働者(派遣元法人の従業者には含めず、派遣先法人の従業者数に算入します。))、アルバイト、パート等も含まれます。寮等に勤務すべき者は含まれません。)を事務所等ごとに記載し、同一市町村ごとに小計を付します。 この 事務所等ごと の 従業者数 は、 算定期間の末日現在の人数 を用います。ただし、次の事務所等については、次の各式により算定した人数をその事務所等の 従業者数 とします。 (1) 算定期間の途中で新設された事務所等 算定期間の末日現在の従業者数 × 新設の日から算定期間の末日までの期間の月数 ÷ 算定期間の月数 (2) 算定期間の途中で廃止された事務所等 廃止された月の前月末現在の従業者数 × 廃止された日までの月数 ÷ 算定期間の月数 (3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち、最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所 算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数 ÷ 算定期間の月数 (1)、(2)、(3)とも月数の計算は暦に従い、1月末満の端数及び計算結果における1人未満の端数はともに切り上げます。 「算定期間」とは、事業年度のことです。仮決算による中間申告の場合は事業年度開始の日から6ヶ月間のことです。 「分割課税標準額」の欄は、次の式により算出した金額を記載します。 ⑤の欄の金額 ÷ 合計の従業者数 × 同一市町村ごとの小計の従業者数 (1,000円未満切捨て) なお、この計算において1,000円未満切捨ての端数処理を行うことにより、分割課税標準額の合計は⑤の欄の金額と通常一致しくなりません。

※どの事務所等の従業者とすべきか判定が困難な者の取扱い

従業者は、その者が勤務すべき事務所等の従業者数に数えるのが原則です。
しかし、どの事務所等の従業者か、さらに、どの法人の従業者か、の判定が困難な者は、次の「」に掲げる事務所等の従業者として取り扱います。

[1] 同一法人の事務所等のうちどの事務所等の従業者とすべきか、について

- その者が勤務すべき事務所等とは別の事務所等から給与等の支払いを受けるべき者
- 転任等によりその者が勤務すべき事務所等が1月の中で複数になった者
- 複数の事務所等に兼務すべき者(主として勤務すべき事務所等がある場合)
- 名目を問わず、出張して、1月以上連続して同一事務所等に勤務すべき者
- 連続1月以上の出張先がないなど、主として勤務すべき事務所等の判定が困難な者

(取扱通知(市)第2章59)

「勤務すべき事務所等」
「当該月の末日に勤務すべき事務所等」
「主として勤務すべき事務所等」
「当該出張先の勤務すべき事務所等」
「給与等の支払いを受けるべき事務所等」

[2] 複数の法人(例えば親会社と子会社のどちらの従業者であるかなど)のうち、どの法人の(事務所等の)従業者とすべきか、について

- その者が勤務すべき法人の事務所等とは別の法人から給与等の支払いを受けるべき者
- 複数の法人の事務所等に兼務すべき者
- 名目を問わず、ある法人から派遣され、1月以上連続して別法人の事務所等に勤務すべき者
- 連続1月以上の派遣先がないなど、主として勤務すべき事務所等の判定が困難な者

「勤務すべき事務所等」
「当該兼務すべきそれぞれの事務所等」
「当該出張先の勤務すべき事務所等」
「給与等の支払いを受けるべき事務所等」